

吉賀町萩・石見空港利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町萩・石見空港利用促進補助金(以下「補助金」という。)について、吉賀町補助金等交付規則(平成18年吉賀町規則第13号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この要綱は、萩・石見空港の利用促進を目的として、町民が萩・石見空港を離発着する航空機を利用した場合、その運賃の一部を補助金として交付する。

(交付対象等)

第3条 この補助の対象となる者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有する者のうち、平成27年4月1日以後に萩・石見空港を離発着する定期便を利用したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員をいう。)

で、公務により利用した者

(2) 航空運賃の全部又は一部を町が負担した者

(3) 団体旅行その他の搭乗者本人の氏名が記載されない搭乗券によって利用した者

(4) マイレージと交換した特典航空券その他の無償の搭乗券によって利用した者

(5) 搭乗日において満3歳未満の小児(座席を確保し、航空運賃を支払った場合を除く。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 片道搭乗者 3,000円

(2) 往復搭乗者 6,000円

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、当該補助金申請に係る航空便の搭乗日が属する年度内に、吉賀町萩・石見空港利用促進補助金交付申請書、実績報告書及び請求書(様式第1号)に搭乗券(写)を添付し、町長に提出するものとする。

2 吉賀町補助金等交付規則第4条第2項第3号の規定は、適用しない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を確認し、補助金を交付すべきものと認

めたときは、交付の決定を行い、吉賀町萩・石見空港利用促進補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。